

電力広域的運営推進機関の平成30年度の予算及び 事業計画の認可について

(趣旨)

平成30年3月2日付けで、電力広域的運営推進機関から経済産業大臣に対し、電気事業法第28条の48に基づき、平成30年度の予算及び事業計画に係る認可申請が行われ、同年3月14日に経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会へ意見を求められたところ(資料3-1)。

これに係る審査を実施したので、経済産業大臣への回答について御検討いただく。

主なポイント

1. 審査方法

広域機関より提出された平成30年度の予算及び事業計画について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号。以下「審査基準」という。)第1(35)を基に、当委員会事務局において審査を行った。

2. 審査の結果

予算及び事業計画について、審査基準第1(35)に照らして適正であることを確認した(別紙参照)。

3. 経済産業大臣への回答について

委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を「資料3-2」のとおり回答することとしたい。

広域機関の平成30年度の予算及び事業計画の審査結果

審査基準第1(35)	審査結果
① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。	● 財務会計省令に基づき、「予算の内容」、「予算総則」、「収入支出予算」、「予備費」が適正に計上されていることを確認した。
② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.(6)に規定する会費、特別会費及び補てん金を収入としていること。	● ①2020年度の容量市場の開始に向けた制度設計及び運営体制の整備に関する検討並びにシステムの開発、②ネガワット取引、連系線新ルール、新北本連系への対応等のための広域機関システムの改良、開発費の計上等、業務を適正かつ確実に実施するために必要な費用が適正に計上されていることを確認した。 ● また、全会員からの会費、一般送配電事業者からの特別会費及び前年度繰越金を収入として適正に計上していることを確認した。
③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。	● 人件費については、事業計画を踏まえた適切な人員計画が立てられ、この計画に基づき適正に計上されていることを確認した。 ● その他の費用については、個別件名毎に内容を確認し、託送原価として認められない費用や過剰な計上がないことを確認し、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないことを確認した。
⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。 ※財務会計省令 第10条 電気事業法第28条の48の事業計画には、法第28条の40各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。	● 国の審議会等において示された方針を踏まえて、以下の諸制度への対応が盛り込まれているなど、事業計画は適切と考えられる。 ➢ 容量市場の導入に向けた継続的な検討 ➢ 需給調整市場、コネクタ&マネージ、費用対便益評価を用いた増強判断基準、効率的なアクセス業務のあり方に関する取組等の実現に向けた検討 等
⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。	● 調達件名毎に内容を確認し、入札実施を踏まえた費用が計上されていることを確認した。

※審査基準第1(35)④は、「広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度」に関する審査基準のため、該当なし。

●電気事業法（昭和36年法律第170号）（抜粋）

（業務）

- 第28条の40 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
- 1 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
 - 2 第28条の44第1項の規定による指示を行うこと。
 - 3 送配電等業務（一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第28条の45、第28条の45及び第29条第2項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。
 - 4 第29条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。
 - 5 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
 - 6 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
 - 7 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
 - 8 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
 - 9 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 10 前各号に掲げるもののほか、第28条の4の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（予算等の認可）

- 第28条の48 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委員会の意見の聴取）

- 第66条の11 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

（略）

- 5 第10条第1項若しくは第2項（これらの規定を第27条の12において準用する場合を含む。）、第14条第2項（第27条の12において準用する場合を含む。）、第18条第1項若しくは第2項ただし書、第22条の2第1項ただし書、第27条の11の2第1項ただし書、第28条の14第1項、第28条の41第3項、第28条の46第1項、第28条の48、第99条第1項又は第99条の6第1項の認可をしようとするとき。

（略）

●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）（抜粋）

第1 審査基準

（35）第28条の48の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可

第28条の48の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

- ① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。
- ② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添1の2の1.（6）に規定する会費、特別会費及び補てん金を収入としていること。
- ③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。
- ④ 広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）による改正前の電気事業法第93条第1項に規定する送配電等業務支援機関の財産を譲り受けようとする場合には、当該財産について第三者による評価等を受けていること。
- ⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。
- ⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。

●広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号）（抜粋）

（予算の内容）

第3条 推進機関の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第4条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

- 1 第7条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由
- 2 第8条第2項の規定による経費の指定
- 3 その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第5条 収入支出予算は、第2条第2項の規定により経理を区分した場合には当該経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。

（予備費）

第6条 推進機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 推進機関は、予備費を使用したときは、速やかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(債務を負担する行為)

第7条 推進機関は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって経済産業大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

第8条・第9条 (略)

(事業計画)

第10条 電気事業法（以下「法」という。）第28条の48の事業計画には、法第28条の40各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。

経済産業省

官 印 省 略
20180302資第18号
平成30年3月14日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

平成30年度予算及び事業計画の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の48に規定する予算及び事業計画の認可について、貴委員会の意見を求めます。

平成30年度予算及び事業計画認可申請書

広域企第38号

平成30年3月2日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進機関

理事長 金本 良嗣

住所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の48の規定に基づき、平成30年度予算及び事業計画の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。



電力広域的運営推進機関 予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の平成30事業年度収入支出予算は、別紙「平成30年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、平成30年事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム開発等に 係る経費	8,790	平成30年度 ～ 平成35年度まで	複数年にわたる契約等を 締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

(経費名) 役職員給与
退職給与引当金繰入
交際費
電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

平成30年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
人件費	1,884,524	会費収入	6,119,290
役職員給与	1,565,491	会費	11,000
退職給与引当金繰入	74,976	特別会費	6,108,290
その他人件費	244,057	その他収入	1,265,932
租税公課	4,067	前年度よりの繰越金	1,674,316
固定資産関係費	4,266,256		
有形固定資産取得費	308,747		
無形固定資産取得費	3,943,672		
修繕費用	13,837		
運営費	2,472,639		
支払利息	168,181		
予備費	263,871		
合 計	9,059,538	合 計	9,059,538

平成30年度収入支出予算内訳

(単位:千円)

区分	科 目	平成29年度 予算 (A)	平成30年度 予算(案) (B)	前年差 (B)-(A)	前年差の主な要因	平成30年度予算(案)(B) の主な内容
(収入)	収入金合計	6,628,088	9,059,538	2,431,450		
	会費収入	5,853,897	6,119,290	265,393		
	会費	10,000	11,000	1,000	会員数の増	全会員から徴収 @10,000
	特別会費	5,843,897	6,108,290	264,393	支出計画の増	一般送配電事業者10社から徴収
	その他収入	-	1,265,932	1,265,932	遅延損害金収入	広域機関システム開発遅延
	前年度よりの繰越金	774,191	1,674,316	900,125	支出繰延、想定価格差等	支出繰延、想定価格差等

区分	科 目	平成29年度 予算 (A)	平成30年度 予算(案) (B)	前年差 (B)-(A)	前年差の主な要因	平成30年度予算(案)(B) の主な内容
(支出)	支出金合計	6,628,088	9,059,538	2,431,450		
	人件費	1,710,716	1,884,524	173,808		
	役員給与	102,316	102,725	409		理事長1名 理事4名 監事(非)2名
	職員給与	1,314,495	1,462,766	148,271	職員数の増	
	退職給与引当金繰入	69,143	74,976	5,833	職員数の増	確定拠出年金を含む
	法定厚生費	220,146	239,725	19,579	給与の増に伴う増	労働保険、健康保険、厚生年金等
	その他厚生費	4,616	4,332	△ 284		産業医報酬、健康診断費用等
	租税公課	4,321	4,067	△ 254		印紙税、固定資産税、法人住民税
	固定資産関係費	2,784,305	4,266,256	1,481,951		
	有形固定資産取得費	267,031	308,747	41,716	システム開発による増	広域機関システム(ハードウェア)等
	無形固定資産取得費	2,504,102	3,943,672	1,439,570	ソフトウェア開発による増	広域機関システム(ソフトウェア)等
	修繕費用	13,172	13,837	665		
	運営費	1,804,498	2,472,639	668,141		
	賃借料	328,256	338,511	10,255	賃借スペースの増等	豊洲ビル賃料、データセンター賃料等
	委託費	1,266,386	1,928,597	662,211	システム保守、調査案件の増等	システム保守管理、調査案件等
	通信運搬費	34,924	39,444	4,520	インターネット回線の増等	通信回線使用料等
	消耗品費	56,920	51,516	△ 5,404		水道光熱費、事務用品等
	旅費	40,871	40,737	△ 134		役員及び職員の出張旅費
	研修費	4,694	12,446	7,752	新卒技術研修の新設による増等	新入社員研修、職員訓練等
雑費	72,447	61,388	△ 11,059		評議員・各種委員会の報酬等	
支払利息	131,196	168,181	36,985	リース支払利息の増	リース支払分	
	予備費	193,052	263,871	70,819	支出額の増による	費用の3%を計上

電力広域的運営推進機関 平成30年度事業計画

「電気事業法」(以下「法」という。)第28条の4に規定する広域的運営推進機関として本機関は、平成30年度に、電力システム改革を推進するため関連諸制度に対応した基盤整備に万全を期すとともに、今後の再生可能エネルギーの導入拡大のもとでの安定供給の確保などの電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する社会的要請への的確な対応を目指し、次の業務を行う。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更(法第28条の40第3号)

電力系統利用者が、送配電等業務指針等のルールに基づき、円滑に業務を遂行できるよう、業務実態の把握に基づいたルールの必要に応じた変更、ルールの理解促進活動を行う。

また、国の審議会において検討された内容を踏まえ、容量市場・需給調整市場などの新たな制度の導入に伴う送配電等業務指針の変更等の検討を進める。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付(法第28条の40第4号)

(1) 供給計画の取りまとめ

法令に基づく電気事業者の供給計画の提出を受け付け、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を的確に取りまとめ、必要に応じ意見を付して平成31年3月末までに経済産業大臣に送付する。

(2) 需要想定に関する業務

会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、想定的前提となる全国経済見通しを策定し、平成30年11月末までに会員に通知し、公表する。また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に、全国の需要想定を策定し、供給区域ごとの需要想定とともに、平成31年1月末までに会員に通知し、公表する。

上記を遂行するにあたり、今後の制度環境、事業環境の変化を踏まえ、より合理的な需要想定に向けて、検証を強化し、全国経済見通しの策定方法や需要想定手法について適宜見直しを行う。

(3) 夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき、供給計画の取りまとめ等の業務との整合を図りつつ、平成30年度の夏季及び冬季の需要期にお

ける電力需給状況について検証等を行う。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

（1）電源入札等の要否に関する検討

有識者による委員会において、供給計画の取りまとめ結果に基づく需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、電力市場の活性化度合い、中長期的な需要動向等を踏まえた総合的な検討を行う。

検討の結果、電源入札等が必要と認められるときは、業務規程に従って供給力の確保に向けた取組を進める。

（2）容量市場の導入に向けた検討

2020年度の容量市場の円滑な開始に向け、国における検討状況などを踏まえつつ、引き続き詳細制度設計及び運営体制の整備に関する検討を行う。

具体的には、市場運営システムの設計に必要な事項を優先し、有識者の知見も活用するうえ、実効性のある仕組みの実現を図る。

（3）需給調整市場の導入に向けた検討

2020年度の需給調整市場の導入に備えて検討体制を強化し、市場運営等や広域化等に関する技術検討などを進め、需給調整市場の円滑な開始に繋げる。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

（1）広域系統長期方針

平成28年度に取りまとめた広域系統長期方針については、昨年度に引き続き以下の取組事項の実現に向けて、広域系統整備委員会において検討を行う。

①コネクト&マネージに関する取組

N-1電制、ノンファーム型接続の早期実現に向けて、諸外国の実態などを踏まえ、実現性のある運用管理方式や新規連系要件の詳細設計などに関する検討を行う。

②費用対便益評価を用いた増強判断基準に関する取組

間接オークションやコネクト&マネージの導入を見据え、送配電設備の増強判断に費用対便益評価を適用するため、便益の貨幣価値換算方法や受益者の整理を行い、判断指標を具体化していく。

③効率的なアクセス業務のあり方に関する取組

現状のアクセス業務（接続検討や電源接続案件募集プロセスなど）には内包する課題などの抽出を行うとともに、諸外国の実態や事業者のニーズを踏まえ、その課題解決に向けて、アクセス業務の手順や検討方法、公開情報などについて必要な見直しを行う。

（２）広域系統整備計画

広域系統整備計画に関しては、連系線等の利用状況や電気供給事業者からの提起等により、広域運用の観点からの広域連系系統の整備に関する検討が必要であると認めたとき、又は国からの検討要請があったときは、個別具体的な増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討を行い、その策定を行う。

なお、将来の連系線等の利用状況については、間接オークションの導入を見据え、広域メリットオーダーシミュレーション等の手法も活用して、各地域間連系線等の混雑状況を確認していく。

また、東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る２つの広域系統整備計画の円滑な推進のため、進捗状況を定期的に確認するとともに、進捗状況に応じてコスト検証等を行う。また、中国九州間連系線に係る計画策定プロセスについて、引き続き広域系統長期方針を踏まえた検討を進める。

（３）系統アクセス業務の実施

系統連系希望者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を適切に行う。

また、系統連系希望者の費用負担低減及び効率的な設備形成を図る電源接続案件募集プロセスについて、対象エリアの送電系統を運用する一般送配電事業者の協力を得つつ、着実に推進する。併せて、発電設備のリプレース時に既存送配電設備の公平な活用を促すリプレース案件系統連系募集プロセスについても、着実に推進する。

これらの業務の遂行に当たっては、系統連系希望者への丁寧な対応及び適切な情報提供を行い、一般送配電事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

（４）調整力及び必要予備力のあり方の検討

需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方について、各種の状況変化を踏まえつつ、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、引き続き検討を進める。

具体的には、2020年度の開設に向けて進行する容量市場・需給調整市場の検討に関連した検討が必要となることや、再生可能エネルギーの増加が調整

力の必要量、必要予備力の水準に影響していく可能性があることなどを踏まえつつ、電源の運用状況などのデータの分析や、調整力の必要量・必要予備力の算定方法、算定ツールの整備などを通じ、調整力及び必要予備力のあり方について検討を行う。

(5) 地域間連系線の管理

下期に予定している間接オークションの開始に向け、広域機関システムの開発を確実に遂行するとともに、会員等に対し適切な説明を行うことで、新制度に円滑に移行する。

移行後は、経過措置計画や承認電源を含む地域間連系線の新たな管理業務を開始する。

また、連系線の運用容量及びマージンについては、運用容量検討会及びマージン検討会等での議論、意見募集の結果等を踏まえ、算出、公表する。

(6) 作業停止計画の調整

会員等が提出する点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画（作業停止計画）の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画を取りまとめる。

調整及び取りまとめに当たっては、関係事業者との情報共有を図るとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、系統を維持及び運用する一般送配電事業者及び連系線利用者や発電事業者と適切に連携する。

また今後、調整の困難化が見込まれる複数の既存事業者間の作業停止調整について、円滑に実現できる調整の仕組みについて検討し、適切に実運用に反映していく。

(7) 需要者スイッチング支援

小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の運用・保守を実施する。

また、スイッチング支援システムの運用上の改善点、追加の機能・運用ルール等を検討するため、引き続き小売電気事業者の改善要望等を随時受け付け、必要に応じてスイッチング支援に関する実務者会議を開催し、議論の概要及び取りまとめ結果を公表する。

(8) 情報通信技術の活用支援

送電システムを利用する者が、情報通信技術を活用して相互に、又は本機関との

間で電子情報を交換するための標準規格について、事業者の業務状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

また、会員等が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施できるようにするため、国等の情報セキュリティガイドラインの内容を踏まえ、必要に応じ上記標準規格の見直し、普及啓発活動等を行うほか、機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員等に対し情報提供を行い、会員等の取組を促す。

(9) 系統情報の公表

系統運用の透明性確保のため、国が定める「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

また、間接オークション導入に伴い必要な公表内容の変更を行うとともに、利用者のニーズを踏まえた公表機能の更なる改善について検討する。

(10) 業務品質の向上

系統解析ツールを利用し、潮流等の解析を行うことを通じて、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の業務品質の向上に努める。

また、コネクト&マネージの導入等により、費用対便益評価に基づく設備増強基準が必要となるため、広域的な電力系統潮流シミュレーションツールの改良・開発に取り組む。

(11) システム開発の円滑な実施

容量市場システムにおいて、プロジェクト計画を策定した上で、開発に着手する。

広域機関システムのうち、ネガワット取引対応、間接オークション導入対応及び新北本連系対応等の改良・開発について着実に工程を進め、予定した時期に遅滞なく開発を完了する。

さらに、システム開発・保守に係る組織体制、業務プロセス、品質管理等を適切に運営する。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

広域機関システムを通じて会員から提出される各種計画、供給区域ごとの需要や連系線の潮流及び供給力（主要発電所の稼働及び停止状況を含む。）等のデータにより、会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視する。

また、各種計画が適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求める。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等においても安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれが認められる場合は、会員に対して、市場活用も考慮しつつ電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

また、再生可能エネルギーの出力増加などで、一般送配電事業者の供給エリアの下げ調整力が不足し、又は不足するおそれが認められる場合は、優先給電ルールに従った措置としての長周期広域周波数調整も行う。

さらに、一般送配電事業者による再生可能エネルギーの出力抑制が行われたときには、当該出力抑制が適切であったかどうかを都度、事後検証する。また、前年度の出力抑制が年度を通して公平に行われたかどうかについても検証し、結果を公表する。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

（1）苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出又は相談を受けたときは、その内容に応じて、回答その他の初動措置を速やかに行う。

初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介（あっせん・調停）、電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。

（2）紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

（1）報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容に関する報告書を取りまとめ公表する。

（2）調査及び研究

容量メカニズムに係る調査や、広域系統整備委員会及び調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での検討に資する調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。

（3）災害等への対応

大規模な天災地変その他これに準ずる事由により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、防災業務計画に基づき、緊急連絡体制及び災害対応態勢の構築、国や関係機関に対する必要な非常時の情報提供等を行うほか、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て災害対応訓練を実施する。

また、本機関の拠点が被災した場合に備えて、内閣府「事業継続ガイドライン」に従い策定した事業継続計画（BCP）について、計画の実効性を高めるための見直しの要否を継続的に検討する。

さらに、本機関が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく指定公共機関であることを踏まえ、それぞれ策定した業務計画に基づき、必要な対応を行う。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

（1）広報

本機関の業務の透明性を高めるため、及び電気供給事業者の利便性向上に資

するため、本機関の業務及び電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する広報の充実強化に努める。

具体的には、需給状況悪化時の会員への指示など本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、委員会等の議案及び議事概要を原則として公表する。また、ウェブサイト等を活用し、本機関の業務を分かりやすく紹介する。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムのサイバーセキュリティ対策に万全を期す。具体的には、コンピュータウイルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策等のシステム対策を遺漏なく行うほか、第三者による情報セキュリティ監査及び役職員への情報セキュリティ教育を実施する。

(3) バックアップ拠点の維持

災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、システムの稼働確認を含む職員の対応訓練を実施する。

(4) 職員の確保・育成

本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、中長期的に機関採用職員比率を高めるため、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用に向けた活動を進めるとともに、制度等の充実を図る。

職員の育成については、OJTを基本としつつ、業務遂行に必要な知識付与、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修、自己啓発支援等を実施する。

(案)

官	印	省	略
番			号
年		月	日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

平成 30 年度予算及び事業計画の認可について (回答)

平成 30 年 3 月 14 日付け 20180302 資第 18 号により貴職から当委員会に意見を求められた平成 30 年度予算及び事業計画の認可については、認可することに異存はありません。